

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく指針の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号、以下「条例」という。）は、5年を経過するごとに施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。そのため、施行における課題等を踏まえ検討を行い、令和6年10月に条例改正を、令和7年1月に条例施行規則の改正を行い、それを契機に、条例の規定に基づく指針についても見直しを行った。

その結果、災害時の漏えい等防止を念頭に置いた化学物質の管理計画書に記載すべき事項を明確化するため、化学物質の安全性影響度評価の方法の見直しのため、また、土壤汚染の状況に係る調査方法の合理化を図ることが適当であるため、条例に基づき定める「化学物質の適正な管理に関する指針」、「化学物質の安全性影響度の評価に関する指針」及び「特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」（以下「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針」という。）の各指針について所要の改正を行った。

2 改正の概要

(1) 化学物質の適正な管理に関する指針（条例第40条）

事業者は、事業活動を行うにあたり、化学物質による環境の汚染を防止するため、事業内容等に応じ、本指針に従って、化学物質の適正な管理に努めなければならないこととしている。

近年では、令和6年1月の能登半島地震や同年8月の台風10号にもみられるように、自然災害が頻発、一部激甚化しており、漏えい防止対策を含む化学物質の適正管理がより一層求められている。

そこで、令和6年10月の条例改正により、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の第一種指定化学物質等取扱事業者に該当する者は、化学物質の漏えい等を防止するため、第一種指定化学物質の管理計画を策定し、知事に報告するよう義務付けた。また、令和7年1月の条例施行規則改正により、その報告期限を第一種指定化学物質等取扱事業者となった年度の9月30日までと定めた。

これらの改正に伴い、本指針には、漏えい等の防止策を講じる上で、事業者自らが把握・実行すべきとして管理計画書にとりまとめるべき事項について、明示した。具体的には、第一種指定化学物質の有害性等の情報や、災害に伴い事業所で想定される被害や環境リスクの把握結果、今後取るべき対策等とした。

(2) 化学物質の安全性影響度の評価に関する指針（条例第40条の3）

指定事業所の設置者は、当該指定事業所から排出される化学物質の排出量等に基づき安全性影響度を評価し、その低減に努めなければならないこととしており、県はそれを

支援するための指針を定めている。日々新商品の開発や新規化学物質の製造・使用が進む今日において、安全性に関する知見収集や、得られた知見を基にした安全性影響度の評価、影響度の低減措置は、引き続き重要となる。

本指針による評価方法は、化学物質の年間の排出量に対し、物質ごとの有害性等に基づき重み付けを行うための数値である「毒性係数」を掛け合わせ、その値により評価するというものである。これについて、改正前の指針においては、原則、県が示す「毒性評価表」（県が収集した物質ごとの有害性等に係る知見に基づき、物質ごとの有害性をランク付けしたもの。）から毒性係数を確認し、評価することとしていた。しかし、化学物質の毒性等に関する知見が日々追加・更新されることを踏まえると、事業者自ら最新の知見を収集し、適時評価に反映することが望ましい。

そこで、毒性に関する最新の知見を反映し、より効果的な評価とするため、また、使用する化学物質に関する知見収集等の自主管理をより一層促すため、事業者が自ら収集した毒性の知見に基づき物質ごとにランク付けを行い、安全性影響度評価を実施するよう、制度を変更し、毒性評価表は廃止することとした。

(3) 土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針（条例第 58 条の 6）

令和 2 年 10 月に施行した改正条例では、土壤汚染対策法の規制が適用される土地について、条例に基づく届出を不要とするなど、制度の合理化を図った。一方、土壤汚染対策法と条例では、土壤の調査深度や、対象物質（分解生成物）等に相違があるため、一連の事業所の敷地であるにもかかわらず、土壤汚染に係る把握の状況が異なるなどの課題があった。

そこで、条例に基づく土壤の汚染状況の調査の方法を、環境保全上支障無い限りにおいて土壤汚染対策法の調査方法に揃えることとし、次のとおり改正した。

ア 起点の設定方法

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地における土地の形質変更に伴う土壤の汚染の状況に係る調査の起点について、土壤汚染対策法に基づく調査と同様に、次の地点も起点として設定できることとした。

(ア) 調査対象地が複数ある場合は、全ての調査対象地のうち最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点）

(イ) 過去の条例調査又は土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査で使用した起点

イ 試料採取等対象区画の対象としないことができる単位区画

特定有害物質使用地における土地の形質の変更に伴い、条例第 60 条第 2 項に基づき実施する調査において、土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い深さよりも深い位置にのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該単位区画については、土地の形質の変更に伴う汚染の拡散のリスクが低いことから、土壤汚染対策法における調査と同様に、試料採取等の対象としないことができることとした。

ウ 第一種特定有害物質の深度方向調査における分解生成物等の扱い

第一種特定有害物質に係る深度方向調査について、改正前の指針においては、土壌ガス調査等で検出された物質のみを対象としていたが、土壌汚染対策法に基づく調査と同様に、分解生成物等も対象物質に加えることとした。

(4) その他

用語の修正等、所要の改正を行った。

3 施行期日

令和7年4月1日